

【インドネシア】特許年金の支払い期限通知に関する注意について

2019 年 11 月 28 日

ジェトロ・バンコク事務所

日本国特許庁から、旧インドネシア特許法下で生じた特許年金未払いに関し、インドネシア知財総局（DGIP）から 2019 年 12 月末までに支払いを求められる事例の発生について、注意喚起のお知らせがありました。

本件は、旧インドネシア特許法下で特許年金が 3 年未払いの後みなし放棄となった場合でも、みなし放棄となるまでの特許年金が債務として残存すると DGIP が主張していることから、特許年金が未払いであるとされる事案が多く発生しているものです。

DGIP は、債務が残存する出願人については、新規出願の手続きを停止すると宣言しており、実際に新規出願が受理されたものの方式審査手続きが停止された事例の発生についても情報が得られています。そしてこのほど、2019 年 12 月末までに支払いを完了するよう DGIP から求められる事例についても、情報が寄せられました。

他方、JETRO の調査によれば、上記の債務残存を規定する旧特許法の解説文には法的効力があると考えべきであり(*1)、また当該債務が消滅時効にかかる可能性が低いこと(*2)も指摘されています。

日本国特許庁から DGIP 側に対しては、出願人と十分意思疎通を図るよう促しているところですが、関係者におかれましては、必要に応じて DGIP に連絡を取り、未払い年金の有無、また未払い案件がある場合については該当案件の出願番号を特定し、ステータスを確認しておくなど、十分なリスク管理を行うよう、ご注意ください。

※なお、未払い年金の支払先は Kantor Pelayanan Kekayaan Dan Lelang (KPKNL；英訳：Directorate General of State Assets Management) になります。DGIP では、KPKNL に未払い年金の支払いを行った出願人に対し、未払い年金額の要約と、KPKNL が発行する支払い証明を速やかに提出するよう要請しているので、併せてお知らせします（詳しくは DGIP ウェブサイト、<https://dgip.go.id/info-terbaru> をご参照ください）。

*1 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_idn201903.pdf

*2 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_idn201905.pdf

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。